

(案)

国空安政第 号
令和8年 月 日

航 空 局 長

「模擬飛行装置等認定要領」(平成14年3月28日 国空航第1285号 国空機第1308号 国空乗第91号)の一部改正について

「模擬飛行装置等認定要領」(平成14年3月28日 国空航第1285号 国空機第1308号 国空乗第91号)のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1章 総 則	第1章 総 則
1-1・1-2 (略)	1-1・1-2 (略)
1-3 模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理	1-3 模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理
1-3-1 第5章に規定する認定を受けた模擬飛行装置等の所有者は、当該装置が認定された要件に適合するように形態管理及び維持管理を行うものとする。	1-3-1 第5章に規定する認定を受けた模擬飛行装置等の所有者は、当該装置が認定された要件に適合するように形態管理及び維持管理を行うものとする。
1-3-2 (略)	1-3-2 (略)
1-4・1-5 (略)	1-4・1-5 (略)
第2章 模擬飛行装置等の認定に係る申請	第2章 模擬飛行装置等の認定に係る申請
2-1 申請者	2-1 申請者
申請者は模擬飛行装置等の所有者とする。	申請者は模擬飛行装置等の所有者とする。
ただし、申請者が代理人を介して申請を行うこともできる。この場合には、当該代理人が申請者から委任を受けていることを申請の段階で明示することとする。	ただし、申請者が代理人を介して申請を行うこともできる。この場合には、当該代理人が申請者から委任を受けていることを申請の段階で明示すること。
なお、我が国の認定を受けた模擬飛行装置等は、当該認定を受けた装置の所有者以外の者による我が国の認定を受けることはできないものとする。	なお、我が国の認定を受けた模擬飛行装置等は、当該認定を受けた装置の所有者以外の者による我が国の認定を受けることはできないものとする。
2-2 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書1通(電子データでも可)を提出するものとする。	2-2 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書1通(電子データでも可)を提出するものとする。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)

改正後	改正前
(7) 実地検査を希望する期日及び<u>場所(3-1ただし書により実地検査の全部又は一部を省略することを希望する場合を除く。)</u> (8) (略) 2-3 2-2の申請書には、次の書類各1通を添付させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 当該装置が第4章の規定に適合することを説明した次の書類 a (略) b 実機の<u>製造者</u>が作成した技術資料等 c (略) (4)～(8) (略) <u>2-4 3-1ただし書により実地検査の全部又は一部を省略する場合</u> <u>は、2-3の書類に加え、次の書類各1通を添付させるものとする。</u> (1) 国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が発行、認定又は外国の航空当局に提出した次の書類の写し a 認定の事実を記載した書類 b 認定検査ガイド c 品質管理規程 d 初回認定検査の結果 e 過去2年間の性能検査結果 f 過去3回分の定期検査結果(定期検査の受検が2回以下の場合は、全て) g 過去2年間の不具合記録(欠品、故障又は不作動の内容・不具合の処置内容・是正措置が取られた日付・不具合が修正されたと判断した作業者名) (2) 必要により、当該装置について国際民間航空条約たる外国の航空当局から使用が認められた用途等に関する書類 第3章 認定検査 3-1 第2章による申請書及び添付書類の提出があったときは、第4章に規定する要件への適合性について、<u>認定検査として</u>当該書類の審査(以下「書類審査」という。)及び実地検査を行うものとする。<u>ただし、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定して</u>	(7) 実地検査を希望する期日及び<u>場所</u> (8) (略) 2-3 2-2の申請書には、次の書類各1通を添付させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 当該装置が第4章の規定に適合することを説明した次の書類 a (略) b 実機の<u>製造者の</u>作成した技術資料等 c (略) (4)～(8) (略) (新設) 第3章 認定検査 3-1 第2章による申請書及び添付書類の提出があったときは、第4章に規定する要件への適合性について、<u>当該書類の審査(以下「書類審査」という。)</u>及び実地検査を行うものとする。

改正後	改正前
<u>いる装置について認定検査を行う際は、実地検査の全部又は一部を省略することができるものとし、その詳細については、模擬飛行装置等認定要領細則(平成14年4月23日 国空航第1417号 国空機第1462号 国空乗第2098号。以下「要領細則」という。)によるものとする。</u> 3-2 認定検査は、初回認定時に行うものの他、<u>要領細則に定める</u>場合に行うものとする。 第4章 模擬飛行装置等の認定に係る要件 4-1 模擬飛行装置の認定に係る要件 レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDの模擬飛行装置の認定に係る要件は、<u>要領細則</u>によるものとする。 4-2 飛行訓練装置の認定に係る要件 レベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定に係る要件は、<u>要領細則</u>によるものとする。 第5章 認定 5-1 (略) 5-2 認定は、模擬飛行装置にあつては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について、<u>飛行訓練装置レベル4からレベル7までにあつては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について、飛行訓練装置レベル1からレベル3までにあつては区分及び用途</u>について行うものとする。 5-3 模擬飛行装置等の認定する用途の範囲は、次に掲げるとおりとする。 5-3-1・5-3-2 (略) 5-3-3 模擬飛行装置レベル <u>A 及び B</u> (1)～(6) (略) (削る)	3-2 認定検査は、初回認定時に行うものの他、<u>模擬飛行装置等の区分を変更する改修等を行った後、新たな区分で認定を受けようとする</u>場合に行うものとする。 第4章 模擬飛行装置等の認定に係る要件 4-1 模擬飛行装置の認定に係る要件 レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDの模擬飛行装置の認定に係る要件は、<u>別に定める模擬飛行装置等認定要領細則</u>によるものとする。 4-2 飛行訓練装置の認定に係る要件 レベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定に係る要件は、<u>別に定める模擬飛行装置等認定要領細則</u>によるものとする。 第5章 認定 5-1 (略) 5-2 認定は、模擬飛行装置にあつては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について、<u>飛行訓練装置レベル1からレベル3までにあつては区分及び用途について、飛行訓練装置レベル4からレベル7までにあつては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途</u>について行うものとする。 5-3 模擬飛行装置等の認定する用途の範囲は、次に掲げるとおりとする。 5-3-1・5-3-2 (略) 5-3-3 模擬飛行装置レベル <u>B</u> (1)～(6) (略) <u>5-3-4 模擬飛行装置レベルA</u> (1) 5-3-1の(1)に掲げる実地試験のうち別に安全政策課長が定める科目 (2) 5-3-1の(3)から(5)までに掲げる経験

改 正 後	改 正 前
<u>5-3-4</u> 飛行訓練装置 (1)～(6) (略) 第6章 定期検査等 6-1 (略) 6-1-1 認定した模擬飛行装置等について、<u>原則として3年度に一度</u>、必要な資料の提出を求め、定期検査を行うものとする。 6-1-2 定期検査の内容 実地検査は、認定検査ガイドに記載する検査項目のうちの全部又は一部について行うものとする。<u>ただし、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定している模擬飛行装置等の定期検査を行う際は、検査の全部又は一部を省略することができる。その詳細については、要領細則によるものとする。</u> 6-1-3 合格書 定期検査の結果、<u>第4章に規定する</u>要件を満たしていると認められるときは、合格書を交付するものとする。 6-2 (略) 第7章 臨時検査 7-1 臨時検査 7-1-1 認定された模擬飛行装置等について、認定書又は認定仕様書に記載されている事項の変更、形態管理・維持管理の実施状況の変更又は形態管理・維	(3) 5-3-1の(6)に掲げる実技審査 (4) 5-3-1の(7)、(11)(社内資格認定に限る。)、(12)、(13)及び(14)に掲げる実地審査のうち別に安全政策課長が定める科目 (5) 5-3-1の(8)から(11)(社内定期審査及び社内臨時審査に限る。)までに掲げる実地審査 (6) 5-3-1の(15)から(17)までに掲げる経歴 <u>5-3-5</u> 飛行訓練装置 (1)～(6) (略) 第6章 定期検査等 6-1 (略) 6-1-1 認定した模擬飛行装置等について、<u>必要な資料の提出を求め</u>、定期検査を行うものとする。 6-1-2 定期検査の内容 実地検査は、認定検査ガイドに記載する検査項目のうちの全部又は一部について行うものとする。 6-1-3 合格書 定期検査の結果、<u>この要領に定める所定の</u>要件を満たしていると認められるときは、合格書を交付するものとする。 6-2 (略) 第7章 臨時検査 7-1 臨時検査 7-1-1 認定された模擬飛行装置等について、認定書又は認定仕様書に記載されている事項の変更、形態管理・維持管理の実施状況の変更又は形態管理・維

(案)

改正後	改正前
持管理が適切に実施されているかの確認が必要なとき、<u>第4章に規定する</u>要件に適合しなくなる恐れがある劣化が認められるときは、当該模擬飛行装置等の所有者の申請に基づき、又は必要な資料の提出を求め、臨時に検査を行うものとする。 7-1-2 認定書及び合格書 臨時検査の結果、<u>第4章に規定する</u>要件を満たしていると認められるときは、認定書、認定仕様書又は合格書を交付するものとする。 第8章 認定の取消等 8-1 模擬飛行装置等の使用の休止及び認定の取消し 模擬飛行装置等が<u>第4章に規定する</u>要件に適合しなくなったとき、模擬飛行装置等の所有者が正当な理由がないのにこの要領に定める手続きに応じなかったとき、又は<u>模擬飛行装置等</u>の所有者から申出があったときは、当該装置の認定を取り消し、又はその効力の一部若しくは全部を一時停止するものとする。 8-2 (略)	持管理が適切に実施されているかの確認が必要なとき、<u>この要領に定める要件</u>に適合しなくなる恐れがある劣化が認められるときは、当該模擬飛行装置等の所有者の申請に基づき、又は必要な資料の提出を求め、臨時に検査を行うものとする。 7-1-2 認定書及び合格書 臨時検査の結果、<u>この要領に定める所定の</u>要件を満たしていると認められるときは、認定書、認定仕様書又は合格書を交付するものとする。 第8章 認定の取消等 8-1 模擬飛行装置等の使用の休止及び認定の取消し 模擬飛行装置等が<u>この要領に定める</u>要件に適合しなくなったとき、模擬飛行装置等の所有者が正当な理由がないのにこの要領に定める手続きに応じなかったとき、又は<u>模擬飛行等</u>の所有者から申出があったときは、当該装置の認定を取り消し、又はその効力の一部若しくは全部を一時停止するものとする。 8-2 (略)

附 則(令和8年〇月〇日付 国空安政第 号)
(施行期日)

1. この要領は、令和8年〇月〇日から施行する。